

2026 年度大学入試自治体（大江町）推薦者募集及び選考・推薦要項

（目的）

第 1. この要項は、大江町及び左沢高等学校と東北芸術工科大学が締結した協定に基づき、東北芸術工科大学が実施する自治体推薦型選抜入学試験の受験を希望する者の募集及び選考・推薦基準等について定めることを目的とする。

（募集学部学科）

第 2. 募集する学部及び学科は、次のとおりとする。

学部	学科	コース	募集定員	評定平均値
芸術学部	歴史遺産学科	全コース	若干名	4.0
	文芸学科			
デザイン工学部	企画構想学科	全コース	若干名	4.0

※ 併願不可

（応募資格）

第 3. 左沢高等学校を 2026 年 3 月卒業見込みの者で、且つ次の各号に全て該当する者とする。

- ① 明確な目的意識を持ち、真面目で健康であること。
- ② 東北芸術工科大学の教育活性化に貢献できる資質・能力と意欲を有する者。
- ③ 高等学校における評定平均値が、東北芸術工科大学で定める値以上であること。
- ④ 出願時において高等学校在学中の欠席日数が 20 日以内の者。なお、本人の帰責にならないものは除く
- ⑤ 東北芸術工科大学を専願とする者。（合格者は、必ず入学していただきます。）

（募集期間）

第 4. 2026 年度入学試験推薦者の募集は、次のとおりとする。

2025 年 9 月 19 日から 2025 年 10 月 3 日までとし、土曜・日曜を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで受付するものとする。

（受付場所）

第 5. 受付の場所は、大江町教育委員会教育文化課学校再編準備室学校教育係とする。

〒990-1163

山形県西村山郡大江町大字本郷丁 3 7 3 - 1

TEL 0237-62-2270

（応募手続き）

第 6. 応募する者は、次の書類を前第 5 の受付場所に持参のうえ提出すること（代理提出可）。なお、大江町の選抜試験においては、入学検定料等の費用負担はない。ただし、大学が実施する試験等に要する費用は東北芸術工科大学自治体推薦型選抜入学試験募集要項に従うこと。

- ① 大学入試自治体（大江町）推薦者選考申込書（様式第 1 号） 1 部

② 出身高等学校調査書（高等学校所定） 1 部

（封印のうえ提出のこと（開封無効）。なお、推薦決定後には大学提出用としてもう 1 部必要なため、あらかじめ 2 部取得しておくこと）

③ エントリーシート（大学所定様式）の写し 1 部

（各自以下の URL よりダウンロードすること。エントリーシートの原本は推薦決定後、大学に提出するため各自保管すること）

<https://www.tuad.ac.jp/adm/information/dept/>

（選考日、推薦者数並びに決定通知と時期）

第 7. 自治体（大江町）が、東北芸術工科大学の自治体推薦型選抜入学試験に推薦する者の人数は、若干名とし、書類審査と面接により選考のうえ推薦者を決定し、大学入試自治体（大江町）推薦決定通知書（様式第 2 号）により本人及び、保護者等へ通知する。

選考日：2025 年 10 月 ※詳細日程については別途通知する。

（2）自治体推薦決定通知書及び推薦書（別紙 大学所定様式）は、東北芸術工科大学自治体推薦型選抜入学試験募集要項を添えて 2025 年 10 月 24 日までに発送する。

（自治体推薦入学試験の出願手続き）

第 8. 前第 7 の（2）の決定通知を受けた者は、東北芸術工科大学自治体推薦型選抜入学試験募集要項に従い、自ら出願手続きを行うこと。

※Web 出願登録機関：2025 年 11 月 4 日（火）9:00~10 日（月）16:00 まで

※出願書類郵送締切日：2025 年 11 月 10 日（月） 消印有効

※出願書類：推薦書、調査書、エントリーシート

※試験日：2025 年 12 月 14 日（日） 東北芸術工科大学（山形市上桜田 3-4-5）

※合格発表：12 月 24 日（水）

（合格者の入学手続き）

第 9. 自治体推薦により受験した者が、合格通知を受けたときは、遅滞なく本人が責任をもって手続きを行うこと。

（入学後の義務等に係る事項）

第 10. 大江町からの推薦により入学したものは次の①から③の義務等を負うものとする。

①入学後は、推薦者である大江町の信用を失墜させぬよう勉学、ボランティア活動等の課外活動に励むこと。

②大江町や東北芸術工科大学が行うイベント等へ、積極的に参加すること。

③卒業後も大江町が実施するイベント等への参加や大江町の PR 活動について積極的に関わりを持つように努めること。

（選考委員会の設置）

第 10. 自治体推薦入試受験希望者からの自治体推薦者を選考決定するための選考委員会の設置については別に定める。